

事業者等の皆様へ

九州地方整備局における発注者綱紀保持の取組等にご協力ください。

今般、九州地方整備局では、発注業務に関連して、職員が加重収賄罪で有罪判決を受けるという不正事案が発生しました。このことは、国民の信頼を大きく裏切るものであり、誠に申し訳なく、真摯に受け止めている次第であります。二度とこのような不正事案を起こさないよう、国民の信頼回復に向け、再発防止に全力で取り組んでいるところであります。

事業者等の皆様におかれましては、九州地方整備局における発注者綱紀保持の取組等について、ご理解を賜り、ご協力をいただきますようお願いいたします。

◆ 事業者等の皆様との応接ルールとお願い

事業者等の皆様との応接にあたっては、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応させていただきます。ただし、一般的な挨拶や契約事務等に関する書類の受け渡しの場合は、オープンな場所で職員が単独で対応させていただく場合もございます。



事務所等にご来訪の際は、総務課等窓口で受付をお願いいたします。また、受付管理簿を備えている場合は、必要事項の記入をお願いいたします。

事務所等にご来訪の際は、一般的な挨拶の場合であっても、無断での執務室への入室をご遠慮ください。総務課等窓口で受付をお願いいたします。

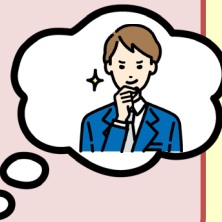


国民の疑念や不信を招かない適切な応接が求められています。

◆ 職員が賄賂等の不正な要求を行った場合の通報のお願い

事業者等の皆様に対して、職員から、賄賂等の不正な要求があった場合は、速やかに、下記までご連絡(通報)いただくようお願いいたします。

通報によって、事業者の皆様が不利益な取り扱いを受けることはありません。また、事業者等の皆様との関係につきましては、国家公務員倫理規程に基づく利害関係者との間における規制の対象となる場合もございます。職員が、利害関係者から、金銭・物品の贈与や供応接待を受けることは、禁じられています。



国土交通省 九州地方整備局

○本局

092-471-6331(代表)

適正業務管理官(内線 2121)・港政調整官(内線 62-200)

○各事務所等

事務担当副所長若しくは総務課長



国土交通本省には、公益通報等受付窓口も設置されています。

<https://www.mlit.go.jp/appli/file000017.html>